

多摩市長 殿

多摩市パートナーシップの宣誓に係る確認書

私たちは、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項の回答欄に記載した内容が事実と相違ないこと及び多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定を遵守することを確認します。

(自署) (自署)
 ふりがな ふりがな
 氏名(又は通称名)..... 氏名(又は通称名).....

要綱の規定	確認事項	回答 (お二人で確認の上、該当する場合は □に「レ」を記入してください。)	
		□該当します	□該当しません
第3条	互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係であること。	□該当します	□該当しません
第3条第1号	宣誓をする日において、双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。	□該当します	□該当しません
第3条第2号	次のいずれかに該当すること。 ア 一方又は双方が多摩市内に住所を有すること。 イ 一方又は双方が3か月以内に多摩市内に住所を有する見込みであること。	□アに該当	
		□イに該当	
		転入予定者..... 予定日.....年 月 日頃	
		□該当しません	
第3条第3号	配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)を有しないこと及び当該宣誓に係る相手方以外にパートナーシップにある者を有しないこと。	□該当します	□該当しません
第3条第4号	双方の関係が民法第734条(近親者間の婚姻の禁止)又は第735条(直系姻族間の婚姻の禁止)の規定により、婚姻をすることができないものでないこと。	□該当します	□該当しません

多摩市パートナーシップ宣誓書(第1号様式)及びこの確認書に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡してください(変更内容によっては、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付申請又は返還が必要になる場合があります。) また、多摩市への転入を予定している場合、宣誓をした日から3か月以内に必要書類を提出してください(3か月を過ぎた場合は再度宣誓が必要となります。)。	□確認しました
--	---------